

家計が急変した場合の 育英資金（緊急貸与）について

1 育英資金（緊急貸与）とは

熊本県では、生徒（申請者）と生計を共にしている家族のうち、その生計の主たる維持者の家計急変のため、緊急に育英資金の貸与が必要となった場合に随時申請できる奨学金制度を設けています。

2 貸与について

(1) 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

区分			金額(円)
高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	18,000、13,000、8,000
		自宅外	23,000、18,000、13,000
	私立	自宅	30,000、20,000、10,000
		自宅外	35,000、25,000、15,000

(2) 貸与期間

○貸与開始月は、申請日の属する月からです。

○貸与期間は、原則として上記貸与開始月から採用年度末までとしますが、その年度末において家計急変事由発生から一年以内の場合は翌年度末まで貸与可能です。

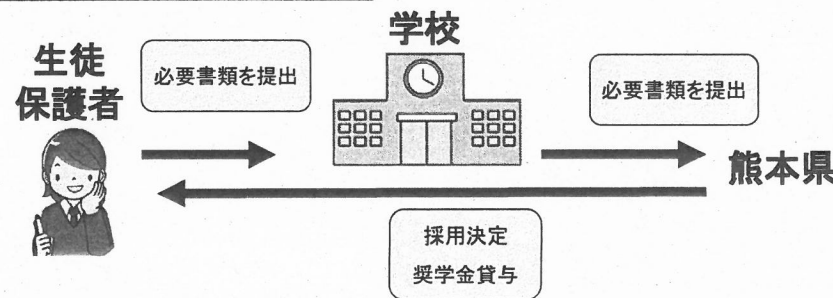
3 家計急変とは

- (1) 災害等
- (2) 生計の主たる維持者の失職等
- (3) 生計の主たる維持者の死亡
- (4) 生計の主たる維持者の離別
- (5) 生計の主たる維持者の破産
- (6) 生計の主たる維持者の病気等

など

※家計急変事由発生から一年以内を申請の対象とします。

4 申請の手続



申請は家計急変後、随時受け付けます。ただし、対象は家計急変事由発生から一年以内です。

5 お問い合わせ

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課
修学支援班(096-333-2682)